

目的

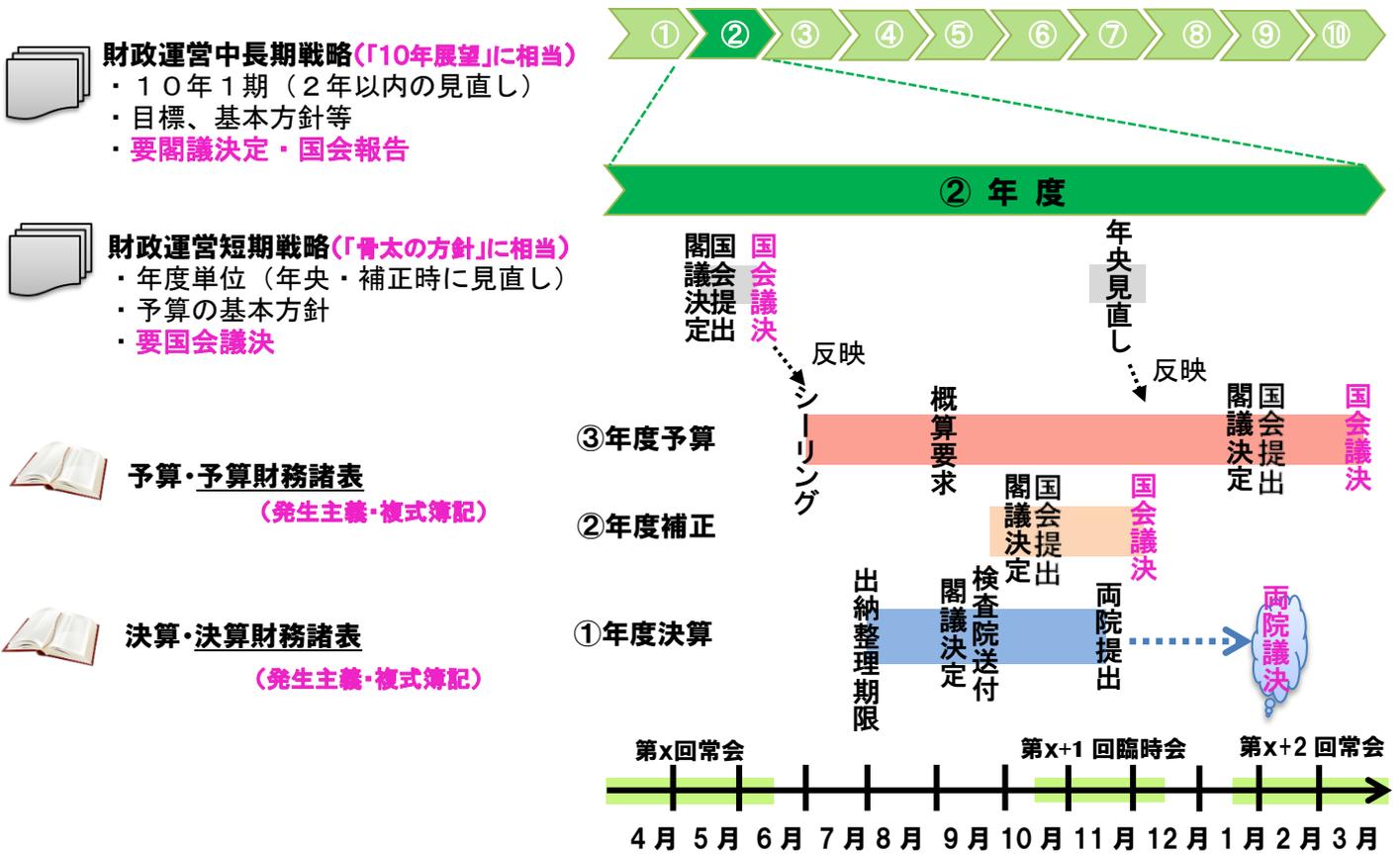
国の財政運営に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、財政運営中長期戦略の策定等、公会計基準の設定、財政検証委員会の設置その他の財政会計制度改革を実施することにより、国の責任ある財政運営の確保等を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与するとともに、世代間における負担の公平の確保に資する。

財政運営の基本原則



- ① 基礎的財政収支額の黒字化
- ② 資産を適正に管理・有効活用するとともに、債務残高を低減
- ③ 将来世代に配慮し、一定水準の純資産を維持
- ④ 経済事情の著しい変動等による歳入減少/歳出増加が財政に与える影響を軽減
- ⑤ 税負担水準をできる限り安定的に維持し、水準の変更における国民の予見可能性を確保

財政運営戦略～予算(予算財務諸表)～決算(決算財務諸表)



世代間報告書

50年先までの期間における人口構造の変化、経済、財政、社会保険制度に係る負担、労働に関する事情等に関する見通し(3年ごとに財政検証委員会が作成)

選挙時における政策費用計算

政党その他の政治団体は、国政選挙の際の公約に係る予算財務諸表の作成等を求めることができ、政府は、これに応じて予算財務諸表を提供等(実現可能な政策提示)

財政検証委員会

- ・ 内閣総理大臣の所轄の下に、財政検証委員会(いわゆる「独立委員会」= **高度の独立性!**)を置く。
- ・ 委員会は、主に以下の事務をつかさどる。
 - ① 基本原則と中長期戦略、中長期戦略と短期戦略、短期戦略と予算財務諸表の間の整合性チェック
 - ② 経済及び財政の現況並びに経済及び財政の見通しの作成
 - ③ 戦略の実施状況の監視
 - ④ 公会計基準の設定
- ・ 公会計基準の設定について調査審議させるため、公会計基準審議会を置く。